

早稲田大学大学院法学研究科

2022年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「COPの展開を通じたパリ協定における『共通だが差異ある責任及び各国の能力』原則の進化形並びに『二分法的差異化レジームの変容及びその具体化』に関する一考察」

申請者氏名 池田正行

主査 早稲田大学教授
早稲田大学教授
早稲田大学教授
明治学院大学准教授

大塚 直
河野真理子
萬歳寛之
鶴田順

池田正行氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生池田正行氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2021年10月1日、その論文「COPの展開を通じたパリ協定における『共通だが差異ある責任及び各国の能力』原則の進化形並びに『二分法的差異化レジームの変容及びその具体化』に関する一考察」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2022年1月31日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I 本論文の課題と構成

最近、世界各地で気候変動による悪影響が発生し、今後の増大が懸念されている。気候変動問題は、喫緊の課題であるが、一方で、地球全体の問題でもあるため非常に扱いにくい面がある。その代表的なものが先進国と途上国の関係である。

本論文は、先進国と開発途上国の責任の関係についての根拠となってきた国際環境法の基本原則である「共通だが差異ある責任(Common but Differentiated Responsibilities:CBDR)」(正確には、「共通だが差異ある責任及び各国の能力原則(Common but Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities:CBDR-RC)」)という概念の変容を軸として、気候変動への対応のための条約・議定書体制が制度の実効性の確保のために変化し、パリ協定の採択に至った過程を、各COP(条約締約国会議)の議事録をもとに、丹念に分析したものである。

本論文は序章、第1章から第6章の計7章から構成されている。

序章及び第1章では、気候変動問題に関して、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)、京都議定書からパリ協定への体制の移行において、先進国等と開発途上国間の従来の「二分法(排出削減義務がある先進国等とそれのない開発途上国)的差異化」のレジームが、「二分法的差異化の変容」のレジームに移行したことを指摘し、本論文が、国際環境法原則の1つである「共通だが差異ある責任及び各国の能力原則(CBDR-RC)」の変容によってもたらされたことを論証することを目的とすることを明らかにする。第2章では、CBDR-RC原則による気候変動枠組条約及び京都議定書体制における二分法的差異化レジームを示し、第3章では、パリ協定までのCOP(条約締約国会議)における「二分法的差異化レジームの変容」の経緯、第4章では、パリ協定における「二分法的差異化レジームの変容」の完結、第5章では、COP24における「パリ協定実施指針」に見る「二分法的差異化レジームの変容」の具体化についてCOP決定の詳細を踏まえつつ論じる。そして、第6章で、第1章から第5章までの概略と法的分析を行い、パリ協定及びパリ協定実施指針に対して一定の評価を与えた後、現行の協定及び実施指針の限界とそれに対する処方箋を提言する。

II 本論文の内容

上記I.で本論文の概要をごく簡略に述べたが、ここでは、その内容を各章ごとに記すこととする。

(1)序章

気候変動問題に関しては、国連気候変動枠組条約(1992年採択)の下における京都議定書(1997年採択)及びマラケシュ合意(2001年採択)の枠組みが存在し、その後も京都議定書・カンクン合意体制が存在していたが、2015年に採択されたパリ協定及び同協定に基づく「パリ協定実施指針」(COP決定)により、新たな体制に移行した。そして、パリ協定以前の体制では、先進国等と開発途上国間の従来の「二分法(排出削減義務がある先進国等とそれのない開発途上国)的差異化」のレジームがあったのに対し、パリ協定によって構築された体制では、「二分法的差異化の変容」のレジームが認められることが指摘されている。

こうした中で、池田氏は、次の2点を問題提起する。第1は、京都議定書後の多国間交渉(COPの展開)を通して、「パリ協定並びにパリ協定実施指針」が採択され、「二分法的差異化レジーム」が変容したが、これは、国際環境法原則の1つである「共通だが差異ある責任及び各国の能力原則」(Common but Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities:CBDR-RC)原則の進化形である、「各国の異なる事情に照らした『共通だが差異ある責任及び各国の能力の原則』」(Common but Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities in the Light of Different National Circumstances:CBDRRC-NC)によってもたらされたのではないかという点である。第2は、CBDRRC-NC並びに「二分法的差異化レジームの変容とその具体化」によって、パリ協定は気候変動問題の課題である「人類の生存に深刻な影響を与える事態を克服する」道を歩む一つの到達点を示すに至ることができたかという点である。池田氏は本論文においてこれら2点が認められることを論証しようとするのである。

池田氏は、分析手法として、CBDR-RC及びその進化形であるCBDRRC-NCを分析ツールとして使用し、ポスト京都議定書におけるパリ協定採択までのCOPの展開の検討を通じて、時系列を考慮に入れた法実証的アプローチをとるとする。

(2) 第1章(「共通だが差異ある責任及び各国の能力(CBDR-RC)原則」)では、CBDR-RC原則について取り上げる。

まず、国際環境法における諸原則におけるCBDR-RC原則の位置付けについて触れる。次にCBDR-RC原則の沿革を辿りながら、その構成要素を説明するとともに、この原則の法的性格を巡る諸説の展開を概観する。池田氏は、「CBDR-RC原則は、現行の気候変動法の義務を解釈し、将来の国際的法的義務の精緻化の基礎を形成する」とするラジャマニの見解が、包括性及び時代即応性の観点から妥当とする。さらに、第2章以下の導入として、CBDR-RC原則における4つの「差異化論」(ラジャマニ、クリスチナ・フォート＝フェリペ・フェリーラ、高村及び遠井)を採り上げ、後3者を比較検討する。そして、いずれも時間軸として、①気候変動枠組条約及び京都議定書、②パリ協定に当たるまでの交渉過程、③パリ協定の3つに分類されており、差異化を特徴づけるキーワードとして、①はCBDR-RC原則、②はNDCと同心円的アプローチ、③は各国の事情に照らしたCBDR-RC原則を挙げていること、パリ協定は、差異化のパラメーターを拡大し、そこでは、事項に応じた差異化、各国の自主的差異化、将来における共通化・収斂を織り込んだ差異

化、個別的、動態的差異化が認められることを指摘する。そして、これらの見解をもとにしつつ、時間軸をさらに詳細に設定するとともに、時間軸を「変容」という概念を使用して、その変化(変容への端緒、変容過程、変容の完結、変容の具体化)を辿りながら、COP 決定等の実証的データを参照しながら本稿のテーマの解析を試みるとするのである。

(3)第 2 章(CBDR-RC 原則による気候変動枠組条約及び京都議定書体制における二分法的差異化レジーム)では、気候変動枠組条約と京都議定書における CBDR-RC 原則の具体的内容が明らかにされている。その際、池田氏は、緩和、適応、資金支援、報告・審査・遵守制度といった項目ごとに、「二分法的差異化レジーム」を分析軸として、気候変動枠組条約や京都議定書の文言だけでなく、COP における交渉成果をも詳細に検討する。なかでも、COP7で採択されたマラケシュ合意により、京都議定書の二分法的差異化レジームが実質的に完成され、先進国等の京都議定書の批准や発効に向けた準備が整えられることになったとして、同合意を重視し、検討の多くを割いている。緩和については、気候変動枠組条約の段階では、政策・措置の実施が目標とスケジュールにおいて明確化されておらず、二分法的差異化が採用されたとはいえ、定量的義務化には至らず、定性的なものにとどまるとしている。他方で、京都議定書では、2008～2012 年の第一約束期間における削減率が附属書 I 国に対して義務化されることで定量的な二分法的差異化になったものの、マラケシュ合意では、細密な京都メカニズムや吸収源問題に関する合意がなされることで開発途上国参加問題が落ち着き、ここにおいて共通性(共通な責任)と二分法的差異化(差異ある責任)が併存することになったと評価している。適応については、気候変動枠組条約では共通性がみられた一方で、京都議定書では「弱い意味での二分法的差異化が行われた」とし、マラケシュ合意では特段の決定はなかったとしている。資金支援については、気候変動枠組条約、京都議定書、マラケシュ合意のいずれにおいても「強い二分法的差異化」がみられるとする。報告・審査制度については、共通性と二分法的差異化が併存する一方で、マラケシュ合意で初めて確立された遵守については、二分法的差異化が色濃く表れていると評価している。こうした項目別の二分法的差異化の程度の変遷過程を詳細に検討することで、マラケシュ合意は、最終的に、二分法的差異化レジームたる京都議定書体制を完成させる機能を担ったと結論づけるのである。そして、マラケシュ合意を採択した COP7以降の COP8からは、堅固な二分法的差異化レジームからの脱却をテーマとして、いかにして先進国とともに開発途上国を排出削減行動への第一義的参加者としていくのが主要課題であるとして、パリ協定の採択へと検討をつなげていくのである。

(4)第 3 章(パリ協定までの COP における「二分法的差異化レジームの変容」の経緯)では、パリ協定の採択までの COP における「二分法的差異化レジームの変容」の経緯が分析される。池田氏によれば、本章で分析される COP8 から COP20 までの期間に、「二分法的差異化レジーム」からの脱却が実現し、パリ協定につながったという。まず、COP8から COP12 の間に「二分法的差異化レジームの変容」の過程が始まったとされる。そして、この変容過程は COP15 と COP16 でさらに進捗し、COP17 ではもはや CBDR-RC 原則への言及がみられなくなることから、池田氏は、

COP17 が「二分法差異化レジームの変容過程」の分水嶺であると指摘している。

池田氏は、COP18 のドーハ会議の意義として、京都議定書を保持しつつ、新たな枠組み(2015年合意)交渉への道が開かれたと評価し、その中で先進国対開発途上国という図式が崩れたとしている。次に COP19 のワルシャワ会議の結果、2015年合意という新たな枠組みの内容が明らかになった。すなわち、「各国が決定する貢献案の各国による提出」が決定されるとともに、緩和、提要、資金技術開発・移転、能力構築、行為及び支援の透明性を含む、2015年合意の重要な論点に関する議論を2014年に開始することが決定された。池田氏は、COP19の議論の中で、CBDR-RC原則の「共通だが差異ある責任」について、「差異ある責任」が柔軟に解釈されるとともに、「共通な責任」がより強調されるようになったと指摘している。COP20のリマ会議では、2015年合意の内容がより明確となる文書が採択された。また、その中で「各国の異なる事情に照らした『共通だが差異ある責任及び各国の能力の原則』(CBDRRC-NC)」という新たな概念が登場することとなった。このようにして、COP21でのパリ協定の採択への準備が整ったとの説明がなされている。

(5)第4章(パリ協定における「二分法的差異化レジームの変容」の完結)では、パリ協定における「二分法的差異化レジームの変容」の具体化について、パリ協定の交渉過程およびパリ協定で締約国間の差異化が図られた各項目に焦点をあてて、京都議定書と比較しつつ、詳細な分析がなされた。

気候変動枠組条約(条約)・京都議定書・カンクン合意体制は、先進国と開発途上国間の二分法的差異化レジームであったが、条約・パリ協定体制では、そのような二分法的差異化レジームからの変容を認めることができるとし、以下の点を指摘する。

パリ協定では、締約国が先進国であるか途上国であるかを問わず、自主的に国別目標(NDC)を作成・通報し、COPがそれを検証するという個別対応型の実施確保措置を採用するとともに、全体対応型の5年ごとに行われる「世界全体の実施状況を確認する仕組み(グローバル・ストックテイク)」という実施確保措置も採用された。資金提供については、先進国以外の国(開発途上国と市場経済移行過程国)もその主体となる可能性が示された。これらのことは、パリ協定において「共通の責任」により重きをおいた差異化が図られたことを示している。

パリ協定が採用したCBDRRC-NCは、従来のCBDR-RC原則の「共通の責任」と「差異ある責任」からなる複合的概念に「各国の異なる事情に照らした(各国の能力)」を追加することにより、より柔軟で、動的で、可変的な解釈を可能とするものとなった。

本章における分析を通じて、パリ協定が採用したCBDRRC-NCにはCBDR-RCの「差異ある責任」の変容を認めることができること、パリ協定が採用したCBDRRC-NCは「共通の責任」の拡大化をもたらすものであることが明らかとなった。

(6)第5章(COP24における「パリ協定実施指針」に見る「二分法的差異化レジームの変容」の具体化)では、2018年のCOP24で採択されたパリ協定実施指針における「二分法的差異化レジームの変容」の具体化について、同指針の採択に至る背景と交渉過程、その内容に焦点をあてて

詳細に分析し、以下の点を指摘する。

パリ協定実施指針は、パリ協定に基づいて詳細な規定を盛り込むことによってパリ協定の実効性を高めている。COP24 の交渉において、開発途上国が CBDRRC-NC を用いて「差異のある責任」に重きを置いた主張を行ったのに対して、先進国は「共通の責任」に重きを置いた主張を行った。交渉の結果、資金提供の項目では開発途上国に配慮した面もみられるが、緩和、適応、透明性枠組み、グローバル・ストックテイク、実施・遵守促進委員会の各項目では、基本的に先進国の主張が採用され、市場メカニズムを除き、パリ協定の実施体制が整うこととなった。

本章における分析を通じて、パリ協定実施指針において「二分法的差異化レジームの変容」の具体化がなされたこと、より具体的には、同指針の採択により、CBDRRC-NC を「各国の異なる事情」を「時間の経過」を考慮に入れて解釈することで「共通の責任」への志向性が高まったことが明らかとなった。

(7)6 章(本稿の全体の結論)では、冒頭の問題意識に対し、第 5 章までを振り返り、「パリ協定及びパリ協定実施指針」(パリ協定体制)を、①「参加の普遍性」、②「手続上の実効性」及び③「結果としての実効性」の 3 点から評価する。①「参加の普遍性」については、京都議定書体制では、排出削減への参加が先進国等に限られ、開発途上国がその圏外に置かれていたのに対し、パリ協定では、排出削減に関し、先進国等、開発途上国を含むほぼすべての国・地域が参加する地球規模のものとなったのであり、参加の普遍性について、パリ協定に積極的な意義を認めることが出来るとする。ただし、開発途上国を取り込むことで、各締約国の排出削減目標の結果に関しては、法的拘束力が及ばないこととなった弱点を抱えることとなったことも指摘する。②「手続上の実効性」については、京都議定書体制では、強力な不遵守手続きを持っていたものの、最終的に全体の排出量を検討する場がないことで、全体の排出量に関する「手続上の実効性」が欠けていたのに対し、パリ協定体制では、実施・支援の報告システム(「強化された透明性枠組み」(パリ協定 13 条 1))が加えられ、また、各国から提出される 5 年毎の「NDCに関するグローバル・ストックテイク」(パリ協定 14 条 1)という地球規模の総合的な検討の場が与えられたことから、「手続上の実効性」が確保されたとして、積極的に評価する。ただし、個別国家の実施・遵守については、京都議定書のような強い機能は保持せず、促進的機能にとどめている(パリ協定 15 条)と留保することを忘れない。③「結果としての実効性」については、「パリ協定体制」における各国の NDC(約束草案)の法的性格、即ち、「NDC の作成、提出の義務はある」が、「NDC の目標削減量及びその更新された削減量については、法的義務がなく、「各国の自主性」に依存することから、「各国の自発的な削減目標量の全体合計」と「必要とされる地球規模の削減量」の乖離が存在していると、「結果としての実効性」は克服すべき課題を負っていると。このように、池田氏はパリ協定体制について、①参加の普遍性及び②手続上の実効性からは積極的に評価できるとするが、③結果としての実効性については、課題があると。そして、①及び②については、CBDR 原則から CBDRRC-NC への進化によってもたらされたとするのである。そして、池田氏は③に関する乖離の課題が生じている理由として 2 点を挙げ、「処方箋」を提案する。第 1 は、パリ協定 14 条(グロ

ーバル・ストックテイク)及びパリ協定実施指針で、「世界全体の排出削減量(の引き上げ)」と「締約国の NDC(の引き上げ)」の定量的関連が何ら定まっていないことであり、第 2 は、同協定 4 条 4 が「先進国の排出の絶対量での排出削減取組の先陣化の責務」を”should”としており、開発途上国の削減目標又は抑制目標の責務を”are encouraged to”としていることであるとする。そして、これらを打開するには、COP26 で第 1 に、「締約国の更なる GHG の排出削減の『引き上げ』と『引き上げ全体量』との関係についての COP 決定」をし、第 2 に、パリ協定の 4 条 4 について「先進国の絶対量での排出削減取組を先行させることを義務化(shall)」し、「開発途上国の削減目標又は抑制目標の責務を強化(should)」することが不可欠であるとする。

III 評価

本論文は、気候変動の緩和が喫緊の課題であるとともに、地球全体の問題でもあるため、先進国と開発途上国との関係で非常に対応しにくい中で、CBDR-RC 原則という国際環境法の基本原則の変容を軸としつつ COP 決定を丹念に追い、気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定への変遷を分析したものである。パリ協定を評価しつつも、その弱点に対する改善策も提案している労作である。

池田氏の最大の関心事は、気候変動対策に対する適切な国際的枠組みの形成とそのための国際的な交渉過程・交渉経緯の検討にある。本論文は、気候変動枠組条約、京都議定書からパリ協定に至るまでの CBDR-RC 原則の具体的内容の発展経緯を、緩和、適応、資金支援、報告・審査・遵守制度という項目ごとに丹念に検討し、パリ協定が CBDRRC-NC を採用するに至った背景、交渉過程とその内容を示すことで、気候変動分野に関する国際法における CBDR-RC 原則の位相を実証的に明らかにした論文である。気候変動交渉の紆余曲折を明らかにしながら、気候変動に関する国際法制度における CBDR-RC 原則の到達点を示すことに成功している。その意味で、今後の CBDR-RC 原則の研究が踏まえるべき議論を取り上げる論文として、学界での議論に貢献するものと評価できる。

本論文の論点設定は明確で、論の進め方は手堅く、関連の資料・文献の渉猟は膨大かつ的確で最新のものも含まれており、CBDR-RC 原則に関する国際的に価値のある研究成果であると高く評価することができる。また、本論文が COP の展開を丹念に追い、それが地道な国際交渉の過程で形成されてきたこと、その際に、CBDR-RC 原則の変容が重要な意義をもったことを示すことによって、気候変動に関する今後の交渉のあり方や、気候変動以外の環境問題その他の国際的問題に対する交渉のあり方に対する重要な参考資料や教訓を示すことができたといえる。

もっとも、CBDR-RC 原則から CBDRRC-NC への変容あるいは進化の背景として、それらを支える根本的な思想に変化がなかったのか、あるいはその思想自体が変容してきたのかについての言及が乏しかったこと、開発途上国が「差異ある責任」から「共通の責任」だけに卒業するための条件等についての検討が十分に行われていないことなどの課題もある。

また、本論文では、各 COP の議題についての議論のまとめが比較的簡単になされており、各議題について具体的にどのような内容の意見が出されたのか、それはどのような国のいかなる事情

を反映した議論であったのかが、必ずしも十分に紹介されていない。COP での議論・勧告・決定等に関する一次資料の引用もより丁寧に行ってほしかったところである。また、本論文は、COP において何が議論され、何が決定されたのかはかなり明らかにしているが、科学的に見て、気候変動対策として求められる有効な対策とは何かという問題にはほとんど触れていない。交渉過程において科学と政治がいかなる緊張関係にあり法の形成につながっていったかにも言及することにより、パリ協定を含む気候変動に関する国際法制度の実効性に踏み込んで検討してほしかったところである。

さらに、本論文の結論は、パリ協定で採用された CBDRRC-NC は CBDR-RC 原則の「進化形」であると評価する。しかし、パリ協定で、温室効果ガスの緩和について、京都議定書でなされたような先進国・開発途上国の二分による差異化は行われていないことなどを捉えて、「変化」ではなく、「進化」と評価するかは、元来の CBDR-RC 原則に込められた理念や目的をいかに理解するかによって変わってくる。例えば、CBDR-RC 原則を国家間の衡平性を確保する原則とみる立場からは、パリ協定で採用された CBDRRC-NC は CBDR-RC 原則がもともと企図していた理念や目的が「具体化」されたものと評価することもできる。また、より広く国際法あるいは国際環境法の分野における CBDR-RC 原則の理解が整理され、示されると、CBDRRC-NC の評価基準が明確となり、本論文の結論の説得性がさらに高まったものと考えられる。

しかし、上記のような課題は、本論文の分析を踏まえた上で提示される指摘であって、気候変動分野に関する国際法における CBDR-RC 原則の位相を実証的に明らかにした本論文の価値にいささかも影響を与えるものではない。

このように、本論文は本研究分野における研究の水準に十分に到達しており、また、4つの審査基準をいずれも満たしており、博士論文に十分な内容の質を備えていると判定する。

IV 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士(法学)(早稲田大学)の学位を受けるに値するものと認める。

2022年 1月 31日

審査員

主査 早稲田大学教授 大塚 直(環境法・民法)

副査 早稲田大学教授 河野真理子(国際法)

早稲田大学教授 萬歳寛之(国際法)

明治学院大学准教授 鶴田順(国際法)

【付記】

本審査員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公表される学位論文は、修正後の全文で差し支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所(頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
(目次)		
2 頁・23 行	<u>今後の展開</u>	<u>完成とその後の展開</u>
5 頁・9 行	<u>グローバル・ストックテイト</u>	<u>グローバル・ストックテイク</u>
5 頁・19 行	<u>今後の展望</u>	<u>将来に向けての展望</u>
(本文)		
1 頁・8 行	京都議定書第 14 回 <u>会合</u> (CMP)	京都議定書第 14 回 <u>締約国会</u> 合(CMP14)
4 頁・1 行	<u>今後の展望</u>	<u>将来に向けての展望</u>
9 頁・11 行	<u>今日の気候変動問題</u>	気候変動問題(今日のを削 除)
19 頁・21 行	検討である <u>。</u>	検討である
19 頁・26 行	<u>今後の</u>	<u>将来の</u>
20 頁・16 行	<u>今回の</u>	<u>COP1 の</u>
20 頁・22 行	された <u>。</u> (発効は 2005 年 2 月 16 日)	された(発効は 2005 年 2 月 16 日)。
21 頁・28 行	<u>今後</u>	<u>結局</u>
22 頁・9 行	一環である	一環である <u>。</u>
24 頁・2 行	UNFCCC 締約国会議	UNFCCC 締約国会議 <u>]</u>
24 頁・5 行	<u>今後の</u>	<u>COP4 以降の</u>

24 頁・18 行	義務を負わせること	義務を負わせること)
24 頁・24 行	今交渉	この交渉
25 頁・20 行	今後	その後
26 頁・26 行	今	(削除する)
27 頁・15 行	今後	COP5 以降
27 頁・15 行	今会合	この会合
28 頁・30 行	COP議長ノート	COP議長のノート
30 頁・14 行	今回	この
32 頁・28 行	遵守委員会執行部	遵守委員会履行強制部
33 頁・20 行	今会合	この会合
34 頁・33 行	今回	この会合では
35 頁・13 行	今	これ
35 頁・29 行	今回	この会合で
38 頁・5 行	今回	この会合で
45 頁・17 行	可能となるなる	可能となる(なるを一つ削除)
46 頁・20 行	今後の展開	完成とその後の展開
51 頁・30 行	今回の	この回の
52 頁・14 行	今後	その後
53 頁・20 行	今後の	将来の
55 頁・3 行	①	(i)
55 頁・3 行	②	(ii)
55 頁・4 行	③	(iii)
55 頁・29 行	今次	この
55 頁・32 行	今次	この
57 頁・28 行	今回も	この会合でも
58 頁・21 行	排出地球全体	地球全体(排出を削除)
59 頁・18 行	コペンハーゲン合意に「留意する	コペンハーゲン合意に留意する
59 頁・22 行	「コペンハーゲン合意」	「コペンハーゲン合意
62 頁・15 行	今回の	この回の
63 頁・24 行	今後の	これからの
64 頁・27 行	技術の開発移及び	技術の開発及び(移を削除)
66 頁・19 行	今回は	この回は
66 頁・22 行	今後の	COP17 への
67 頁・13 行	文章に替え、(上記	文章に替え、上記

69 頁・20 行	今回	この回で
70 頁・19 行	今回	この会合で
70 頁・30 行	次回の	COP17 の
70 頁・30 行	AIR	IAR
73 頁・29 行	今回	(削除)
75 頁・23 行	今後の	COP18/CMP8 への
82 頁・21 行	今回	この会合において
83 頁・32 行	今回	(削除)
89 頁・30 行	今後の	将来の
90 頁・7 行	今回は	この会合では
91 頁・5 行	今まで	これまで
91 頁・14 行、15 行	今後	COP19/CMP9 以降に
93 頁・23 行	今回	新たに
93 頁・23 行	損失と被害	損失と損害
94 頁・5 行	今後	その後
95 頁・35 行	今後の	(削除)
97 頁・20 行	今後の	その後の
104 頁・19 行	決定案を含む	決定案を含む)
114 頁・6 行	今後の	パリ協定後の
114 頁・11 行	今後は	パリ協定後は
114 頁・17 行	今後の	パリ協定後の
115 頁・26 行	今後の	パリ協定後の
117 頁・31 行、32 行	現行の MVR 枠組み	現行の MRV 枠組み
119 頁・22 行	なので	あるため
119 頁・22 行	今後	パリ協定以降
121 頁・24 行	今後	その後
128 頁・29 行	今回の	この
132 頁・25 行	今回	この会合では
134 頁・12 行	今回	この会合では
134 頁・12 行	次回	(削除)
146 頁・28 行	近時の	(削除)
149 頁・24 行	今後の展望	将来に向けての展望
(参考文献一覧)		
1 頁・22 行	坂本茂樹	坂元茂樹

1 頁・24 行	岩崎雄二	岩沢雄司
1 頁・25 行	坂本茂樹	坂元茂樹
1 頁・27 行	萬歳康之	萬歳寛之
1 頁・28 行	萬歳康之	萬歳寛之

以 上